

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生企第245号

平成31年3月19日

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）

【概要】

本通達は、縁組意思のない養子縁組の届出を防止するため、法務局、地方法務局等から協力要請や情報提供を受けた場合は、緊密な連携を図るよう各所属に示したものである。